

令和6年度千葉市定額減税調整給付金支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税を一体措置として実施する、千葉市定額減税調整給付金（以下「調整給付金」という。）支給事務に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 調整給付金 前条の目的を達するために、千葉市（以下「本市」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) オンライン申請 調整給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、国が整備する「給付支援サービス」を利用して本市に行う電子申請をいう。

(支給対象者)

第3条 調整給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和6年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。ただし、第1号においては、令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除き、第2号においては、令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

- (1) アに掲げる金額が、イに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）上の居住者に限る。）

ア 3万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）

- (2) アに掲げる金額が、イに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

ア 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

- 2 前項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）は、令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

- 3 第1項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）及び同項第2号イの規定における令和6年度分個人住民税所得割額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含ま

ない。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、次の各号に掲げる額の合算額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

(1) アに掲げる金額から、イに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

ア 前条第1項第1号アに掲げる額

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

(2) アに掲げる金額から、イに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

ア 前条第1項第2号アに掲げる額

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

2 前項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和6年6月3日とする。

3 事務処理基準日以降に生じた第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額の修正等については、同項に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。

(受給権者)

第5条 調整給付金の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

(申請及び支給の方式)

第6条 申請者は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより申請を行う。

(1) オンライン申請

申請者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードにより申請者本人であることを証した上で、オンライン申請を行うものとする。

(2) インターネット申請システムによる申請（以下「インターネット申請」という。）

申請者は、インターネット申請システムを利用して本市に電子申請を行うものとする。

なお、申請者は、インターネット申請を行うに当たり、公的身分証明書及び口座確認書類の写し等を電子添付することにより、申請者本人による申請であることを証する。ただし、申請期限までに申請があった者のうち、振込先口座名義が支給対象者氏名と一致する場合は、公的身分証明書及び口座確認書類の写し等の提出を省略することができる。

(3) 千葉県定額減税調整給付金支給確認書による申請（以下「確認書申請」という。）

申請者は、千葉県定額減税調整給付金支給確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）を郵送により本市に提出することにより、確認書申請を行う。

なお、申請者は、確認書申請を行うに当たり、公的身分証明書及び口座確認書類の写し等を提出することにより、申請者本人による申請であることを証する。ただし、申請期限までに申請があった者のうち、振込先口座名義が支給対象者氏名と一致する場合は、公的身分証明書及び口座確認書類の写し等の提出を省略することができる。

- 2 調整給付金の支給は、本市が、申請者から指定された支給対象者本人名義の金融機関の口座に振り込む方式により行う。申請者が金融機関に口座を開設していない等、前述の支給方式が困難な場合の方式については、市長が別に定める。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）に限る。

- 2 代理人が行うことができる申請方式は、前条第1項第3号の規定による確認書申請に限る。なお、代理人は、確認書申請を行うに当たり、委任状（様式第1号に記載されている委任状欄を含む。）、法定代理人であることを証する書類及び公的身分証明書の写し等を提出すること等により、第1項に掲げる代理人本人による代理申請であることを証する。
- 3 第2項による申請の場合、前条第2項の規定による支給方式については、支給対象者本人名義の金融機関の口座に振り込む方式とする。

(申請期間)

第8条 調整給付金の申請受付期間は、令和6年7月1日から令和6年10月31日までとする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条第1項各号に規定する申請を受理したときは、支給の可否を審査の上、調整給付金の支給の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、調整給付金の支給を決定し、当該給付金の支給を完了したときは、千葉市定額減税調整給付金支給完了通知書（様式第2号又は様式第2号の2）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による審査において、疑義が生じた場合は、当該申請者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めるものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による審査において、調整給付金の不支給を決定したときは、千葉市定額減税調整給付金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(調整給付金の支給等に関する周知等)

第10条 市長は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 11 条 市長が、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第 8 条の申請期限までに、第 6 条第 1 項各号の規定による申請が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金の支給を受けることを辞退したとみなすものとする。

2 市長が、第 6 条第 1 項各号の規定による申請を受理した後、申請内容の不備が判明し、本市が確認等に努めたにもかかわらず申請内容の不備の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により令和 6 年 12 月 10 日までに支給の可否を決定できない場合は、当該申請は取り下げられたとみなすものとする。

3 市長が、第 9 条第 1 項の規定による支給決定を行った後、申請内容の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず申請内容の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたとみなすものとする。

(調整給付金の返還)

第 12 条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者又は市長が特に必要と認めた者に対しては、支給を行った調整給付金の返還を求めるものとする。

2 調整給付金の支給を受けた者から、税額の変更等により新たな住民税非課税世帯の給付又は新たな住民税均等割のみ課税世帯の給付の申し立てがなされ、支給する場合は、調整給付金の返還を求めるものとする。

3 事務処理基準日以降、令和 6 年度分個人住民税の税額が修正され、調整給付金が過大に支給されたことが判明した場合であっても、調整給付金の返還を求めないものとする。

4 市長は、第 1 項及び第 2 項の規定により、調整給付金の返還を求めるときは、千葉市定額減税調整給付金返還請求書（様式第 4 号）により行うものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 13 条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならないものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、調整給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。